

防衛省 防衛装備庁からの委託契約事務処理要領の公表についての連絡メール

Sent: Friday, February 03, 2017 11:17 AM

Subject: RE: 【日本学術会議】安全保障技術研究推進制度に係る連絡の依頼

日本学術会議事務局 ■■様

先日、下記メールにてご連絡いただいております、
公募要領等の送付について、
今般、下記 URL に委託契約事務処理要領を公表いたしましたので、
ご連絡いたします。

<http://www.mod.go.jp/atla/funding.html#h28koubokankei>

HP 上にもありますが、

具体的な関係個所について、添付資料も参考に送付いたしますので、
どうぞよろしく申し上げます。

~~~~~  
防衛省 防衛装備庁 技術戦略部

技術戦略課 技術交流室 ■■■■■■

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

〒■■■-■■■ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

TEL : ■■■■■■■■■■■■

FAX : ■■■■■■■■■■■■

E-mail: ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

~~~~~

制度の概要

概要

防衛省では、装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望な研究を育成するために、競争的資金制度※である安全保障技術研究推進制度を実施しています。本制度は、防衛省が掲げた研究テーマに対して、広く外部の研究者の方からの技術提案を募り、優れた提案に対して研究を委託するものです。得られた成果については、防衛省が行う研究開発フェーズで活用することに加え、デュアルユースとして、委託先を通じて民生分野で活用されることを期待しています。

※資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

- 本制度では、
- ・受託者による研究成果の公表を制限することはありません。
 - ・特定秘密を始めとする秘密を受託者に提供することはありません。
 - ・研究成果を特定秘密を始めとする秘密に指定することはありません。

これらの点は、平成29年度の安全保障技術研究推進制度に係る公募要領、契約書及び委託契約事務処理要領において明記します。

平成28年12月22日に公表した内容を踏まえ、委託契約事務処理要領を更新しました。なお、採択済みの研究課題については、平成29年4月1日以降の契約から適用されます。

・・・・・・・・・・・・・・・・平成29年2月 委託契約事務処理要領（抜粋）（下線部が変更箇所）

（研究成果の公表）

第31 委託契約書第36条第1項に定める甲への通知は、様式第40の「成果公表届」による。

【様式第1 委託契約書】 ※委託契約書のひな形

（研究成果の取扱い）

第34条 甲は、得られた成果を特定秘密その他秘密に指定しない。（新設）

（研究成果の公表）

第36条 乙は、得られた成果を甲から制限されることなく公表することができる。この場合において、公表する内容は、あらかじめ

甲に通知するものとする。

（その他の事項）

第48条

6 甲は、本契約に係る業務において、特定秘密その他秘密を乙に提供しない。（新設）

【様式第40 成果公表届】

上記委託業務について、得られた成果をこのたび下記のとおり公表いたしますので、委託契約書第36条第1項に基づき届け出ます。

記

1. ～ 4. （略）

5. 知的財産権の取得に関する事項（新設）

防衛省 防衛装備庁からの
メール添付ファイル